

令和6年度 全国労働衛生週間説明会

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことのできるような、愛される職場づくりを目指していくことを表しています。

令和6年9月5日

松山労働基準監督署 安全衛生課

目次

(1) 労働衛生の基本的な対策 **～労働衛生の5管理～**

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

労働衛生の基本的な対策 (労働衛生の5管理)

- i 労働衛生管理体制の確立
 - ii 作業環境管理
 - iii 作業管理
 - iv 健康管理
 - v 労働衛生教育
- } 労働衛生
の3管理

★労働衛生対策を進めるための条件！

経営トップの指揮の下、
衛生管理者、産業医等を中核とした
労働衛生管理体制を確立するとともに、
労働衛生教育の徹底による
労働衛生活動に対する正しい認識のもとで、
作業環境管理、作業管理、健康管理を
総合的に実施することが必要である

①労働衛生の基本的な対策 ～労働衛生の5管理～ - 2

I. 「作業環境管理とは」

作業環境中の危険・有害因子の状態を把握して、できる限り良好な状態を目指す管理であり、職場巡視、作業環境測定、個人ばく露測定などが関係する。作業環境は、照度、温度、湿度、輻射熱、気流、臭気、騒音、粉じん濃度、床の状態、作業者の動線、危険作業の有無、排気装置の状態、SDS（Safety Data Sheet）交付義務対象の化学物質の使用有無が代表的なチェックポイントであり、労働衛生管理のなかでは第一優先順位で考えたい管理である。



①労働衛生の基本的な対策 ～労働衛生の5管理～ - 3

Ⅱ. 「作業管理」

危険・有害要因の**ばく露や作業負荷の軽減が図れる作業方法を定めて、適切な実施を目指す管理**である。作業時、保守・点検時、環境改善までの一時的な措置として保護具の使用や適切な装着状況なども含まれる。作業負荷に関係する因子には、①有害または不快な作業環境による負荷、②重筋労働などによる負荷、③不自然な姿勢の作業による負荷、④**過重労働による疲労などの心的・身体的負荷**と、作業困難、過密作業スケジュール、⑤人間関係の不調和などによる**精神的疲労などの心的負荷**がある。



Ⅲ. 「健康管理」

労働者個人の健康状態を健康診断結果によって就業判定し進行や増悪防止を目指す管理である。就業判定は医学的及び労務管理的な措置を施すことである。近年、労働者の高齢化にともない健康保持増進対策が重要視され労働適応能力までを含めた健康管理も重要性が増加した。健康診断は、労働者全員が対象の一般定期健康診断、危険・有害作業従事者が対象の特殊健康診断、雇入れ時、特定業務従事者、海外派遣及び帰国時などに実施するものがある。

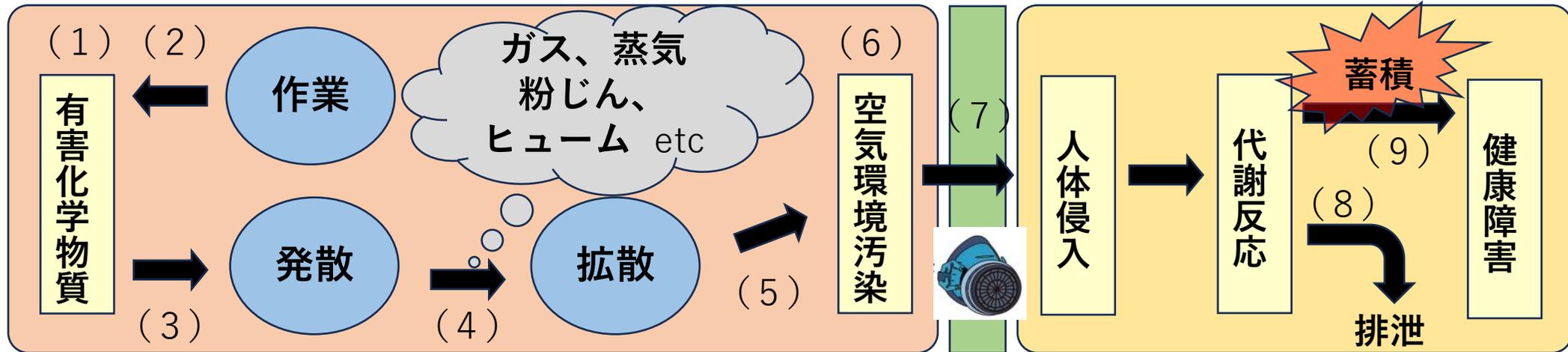


①労働衛生の基本的な対策

～労働衛生の5管理～ - 5

〈有害作業における健康障害の発生経路と防止対策〉

(参考文献)
産業医科大学 産業保健学部



発生経路	健康障害の防止措置
(1)	製造、使用の中止、有害性の低い物質への転換
(2)	生産工程、作業方法の改良による有害物質の発散防止
(3)	設備の密閉化、自動化、遠隔操作、有害工程の隔離
(4)	局所排気、プッシュプル換気等による汚染物質の拡散防止
(5)	全体換気による汚染物質の希釈排出
(6)	作業環境測定による管理状態のチェック
(7)	作業方法の改善、保護具の使用による人体侵入の防止
(8)	雇い入れ時の特殊健康診断による適正配置の確保
(9)	定期的特殊健康診断による異常の早期発見と事後措置

作業環境管理
有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するもの

作業管理
有害要因を適切に管理して労働者への影響を少なくするもの

健康管理
健康診断及びその結果に基づく事後措置など

目次

(1) 労働衛生の基本的な対策 ～労働衛生の5管理～

(2) 労働安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

① 個人事業主等の健康管理に関するガイドライン - 1

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等※¹は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等※²が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうか判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

※¹ 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員
 ※² 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

2024年5月策定
(令和6年)



注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

- 長時間の就業による健康障害の防止
 - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

① 個人事業主等の健康管理に関するガイドライン - 2

主なQ&A

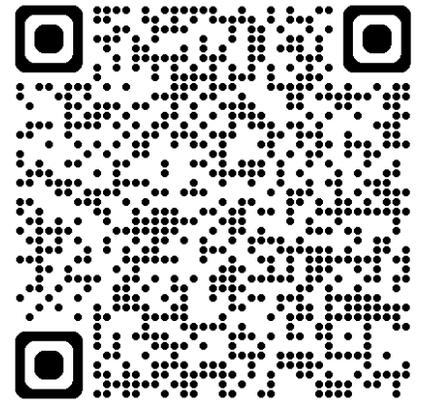
Q1. 自律して働く個人事業者等の健康管理について、国がガイドラインを示してその確保を図ろうとするのはなぜですか？

労働者と同じ場所で就業する方や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う方については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきです。

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。個人事業者等は、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本ですが、同時に、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要です。

厚生労働省ではガイドラインにより、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促してまいります。

なお、本ガイドラインは、個人事業者等及び注文者等が行うべき基本的な事項を示したものです。本ガイドラインを参考に、個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等によって、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別のガイドラインが策定されている場合には、そちらも参照ください。



② STOP！熱中症 クールワークキャンペーン - 1

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



重点取組



キャンペーン
実施要項



② STOP！熱中症 クールワークキャンペーン - 2

熱中症予防
その

1

水分・塩分は
こまめに補給！

熱中症予防
その

2

涼しい
ところで休憩！

熱中症予防
その

3

「おかしいな？」と思ったら**すぐ報告！**

WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。
気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱（輻射熱）も考慮した値*です。

WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう！

熱中症予防 + プラス

- ① 日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう！
- ② 作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう！



② STOP！熱中症 クールワークキャンペーン - 3

[> 新着情報](#)
[> サイトマップ](#)
[> お問い合わせ](#)

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド

厚生労働省

目次

- 01 熱中症から命を守る P4
- 02 熱中症の基礎知識 P56
- 03 熱中症の予防 P12
- 04 熱中症の基礎知識 P56
- 05 熱中症の基礎知識 P56
- 06 事業主、安全・衛生管理担当者向け P63
- 07 予防 P30
- 08 家とめ P73
- 09 取組例 P97

01 熱中症から命を守る P4

1. 暑気で熱中症になった人
2. いつもの暑さと異なったら、熱中症を疑え
3. 熱中症の症状と重症化の目安
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまのた行動」
5. 熱中症「応急手当」カード（携帯版）

02 熱中症の基礎知識 P56

1. 熱中症の原因と発生しやすい環境の条件
2. 暑さ指数（WBGT）
3. 暑熱指数と熱中症の発生率との関係
4. STOP！熱中症クールワークキャンペーン
5. 暑熱指数マップ
6. セットと詳しく知りたい方へ

03 熱中症の予防 P12

1. 建設現場（屋外）編
2. 製造現場（屋内）編
3. その他現場編

04 熱中症の基礎知識 P56

1. 熱中症の基礎知識
2. 暑熱指数（暑さの指標）
3. 暑熱指数について
4. 予防対策グッズの使用

05 熱中症の基礎知識 P56

1. 熱中症の原因と発生しやすい環境の条件
2. 暑さ指数（WBGT）
3. 暑熱指数と熱中症の発生率との関係
4. STOP！熱中症クールワークキャンペーン
5. 暑熱指数マップ
6. セットと詳しく知りたい方へ

06 事業主、安全・衛生管理担当者向け P63

1. 関係法令・関係指針・要綱
2. 熱中症 - 助産室
3. 暑熱指数マップ/スライドショー動画

07 予防 P30

1. 熱中症の予防方法と取組の手当
2. 予防には「暑熱指数」
3. 水分補給と休憩
4. 注意点

08 家とめ P73

09 取組例 P97

CLICK

環境省 熱中症予防情報サイト

検索



③ 労働安全衛生関係の一部の手続の **電子申請が義務化**されます

- 1

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

③ 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

電子申請に当たっては
労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス
をご利用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご利用いただくことでスムーズに申請できます。



ただいまメンテナンス中です。

ただいま、サイトメンテナンスに伴うサービスの一時的な運用停止中につき、アクセスすることができません。ご迷惑をおかけしますが何卒ご了承くださいませようお願いします。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

専用サイトへ

事業主の皆さまへ
労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます
令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ①事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻
- ④災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

④ 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

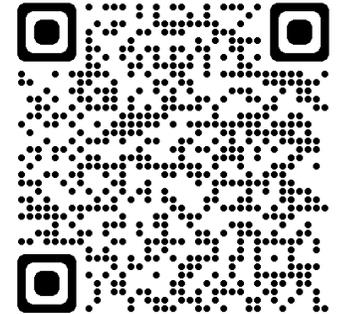
補助の概要

◆公募期間：令和6年9月1日から10月15日まで

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
<p>次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く）</p> <p>①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料</p>	<p>個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円</p>	<p>1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。</p>



詳細はこちらをご覧ください。

リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

⑤ 安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

目次

(1) 労働衛生の基本的な対策 ～労働衛生の5管理～

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

まとめ

労働衛生週間を契機に、

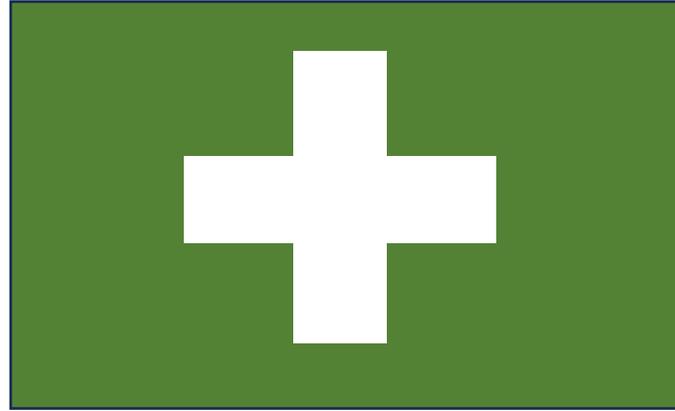
働く上で基本となる健康の確保について、
「**こころ**」と「**からだ**」の**両面**から対策を進めることで、
誰もが快適で健康に働くことができる**職場づくり**
を目指す取組みをお願いします。

『キーワード』

いつか . . .



ご静聴ありがとうございました。



労働衛生旗は、衛生管理者制度が発足し、全国労働衛生週間が催され労働衛生活動が活発になってきた昭和20年代の後半に、衛生管理者の中から労働衛生を象徴するマークを求める声が出て、昭和28年労働省が公募をして緑地に白十字を中央に配した労働衛生を象徴する旗が制定された。その後、全国労働衛生週間など衛生に関する行事の際に掲揚されるようになりました。